

新型コロナウイルス感染症の影響による税と保険料の減免

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	国民年金保険料																																
減免対象者	(1) 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡か重い傷病を負った世帯の方 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、次のアからウの全てにあてはまる世帯の方 ア 主たる生計維持者の事業収入等（保険金等で補償された額は除く）が前年の収入額の70%以下に減ったこと。 イ 減少する見込みの事業収入等以外の前年所得の合計が400万円以下であること。 ウ 主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。		(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等（事業、給与、不動産、山林に限る）の減少が見込まれ、左記のアとイのいずれにもあてはまる世帯の方	以下のいずれにも該当する方が対象 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少のあった方 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 (2) 所得が相当程度までさがった方 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方																																
減免額	上記(1)の場合 全額 (2)の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険税(料)に下記の減免割合を適用した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table>		前年の合計所得	減免割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割	廃業・失業	10割	上記(1)の場合 全額 (2)の場合 減少する見込みの収入に基づき計算した保険料に下記の減免割合を適用した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>廃業・失業</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得	減免割合	200万円以下	10割	200万円超	8割	廃業・失業	10割	対象期間 令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。 <免除猶予> 令和元年度分(令和2年2月～令和2年6月) 令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月) <table border="1"> <thead> <tr> <th>免除区分</th> <th>所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額免除 納付猶予</td> <td>(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 例：単身世帯の場合：57万円 夫婦のみの世帯の場合：92万円</td> </tr> <tr> <td>4分の3免除</td> <td>78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等</td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td>118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等</td> </tr> <tr> <td>4分の1免除</td> <td>158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等</td> </tr> </tbody> </table> それぞれの免除区分について、本人・配偶者・世帯主の所得減少後の所得見込額(控除後所得)がいずれも以下の計算式で計算した金額以下であること。	免除区分	所得基準	全額免除 納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 例：単身世帯の場合：57万円 夫婦のみの世帯の場合：92万円	4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
前年の合計所得	減免割合																																			
300万円以下	10割																																			
400万円以下	8割																																			
550万円以下	6割																																			
750万円以下	4割																																			
1,000万円以下	2割																																			
廃業・失業	10割																																			
前年の合計所得	減免割合																																			
200万円以下	10割																																			
200万円超	8割																																			
廃業・失業	10割																																			
免除区分	所得基準																																			
全額免除 納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円 例：単身世帯の場合：57万円 夫婦のみの世帯の場合：92万円																																			
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等																																			
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等																																			
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等																																			
申請期限	令和3年3月31日(水)			臨時の時限的措置のため、手続きの終了の時期については現在未定です。 ※免除の承認を受けずに未納の状態ではけがや病気で障害等の保険事故が生じた場合障害年金等を受け取ることができない場合がありますので、できる限り速やかに申請手続きをお願いします。																																
必要書類	申請には、主たる生計維持者の要件により次の書類が必要です。 【死亡の場合】………死亡診断書、死体検案書または死亡診断書に準ずる医師による証明書 【重篤な傷病を負った場合】………医師の診断書 【事業等を廃止した場合】………事業廃止届等、事実確認ができる書類 【失業した場合】………雇用保険被保険者離職票等、失業したことがわかる書類 【事業収入等が見込まれる場合】…給与明細、帳簿等の写し等、収入の減少がわかる書類			(1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 (2) 所得の申立書																																
問合せ	住民課保険医療係(☎32-2422)	保健福祉課介護保険係(☎32-2000)	旭川年金事務所(☎0166-27-1611)または住民課お客さま窓口係(☎32-2422)																																	